



「今年に入っ
って3回も改
正されて受け

付ける側も大変…今後この助成
金がいつまであるのか…?」と高
年齢者雇用開発協会の窓口担当
者がこぼしまし
た。“65才現役時
代”をキックオフ
に一定の条件の事業主が61才以
上に定年を延ばせば、最高300万
円を5年間支給する継続雇用定
着促進助成金の事です。同じ事
が少子化対策の一つと
して昨年できた看護休

厳しくな
る一方の助成金
雇用の安定
誰のため…?

度版には64種も
の助成金が紹介
されていますが、

過去10年間の目玉10制度でも一
つを除けば20%しか利用されて
いないそうです。一方で新しい
取扱機関=財団が増えていますの
で、誰の雇用の安定を考
えているのかな?…???



「事情があって建設会
社を閉じる事になった…

40名近くの社員の失業に伴う保
険の手続きを頼みたい…」という
相談を受けました。健保の任意継
続や離職票の交付手続きの他に

あッ! 払い
過ぎ...でも保険料の還付は、
2年が限度

66万円。労働局
に調査を依頼し、
この還付の手続
きを先日無事終わりました。こう
した事はよくある話ですが、気が
ついた時には時効で過払い保険
料が戻らない
事が多いので
要注意です。

労働保険料の確
定作業がありま
す。今までは自
社でされていま
したが、今回は
多人数のため当事務所での処理
に。労保料の計算は被保険者の
賃金に料率を掛けてしますが、そ
の作業の中でちょっとしたミスが
発見されました。本来、雇用保険



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時の間、会議を行います。ご協力をお願いします。

大分県の格付基準 (技術職員の要件) が、来年度から厳しくなります!

=新しい技術者要件の審査基準日は
平成15年12月1日現在です! =

〈当事務所・豆ニュース (NO.139) (本年7月発行)再録〉



「えっ! こん
な大事な事が
裏面に書いて
あるんかえっ!」と建築B級のM
社長が額から出した格付通知書
を見ながら目を丸くされました。
県の格付基準の
一つ技術者要件
が来年度から厳
しくなり、土木・建築では従来の
A級の要件がB級に求められる
ようになり、電気・管・舗装では
A・B級とも有資格者が1名づつ
当初は本年度の格付か

大切な事
が裏面に
技術者要件12/1が
基準日

らの適用を県は考えていたよう
ですが、業者の準備期間を考慮
して1年先延ばししました。しか
し審査基準日は今年の12月1日、
あと半年もありません。「聞い
ちよって良かったなア」とM社長は
安堵しておられ
ましたが常勤の
技術者の確保は
賃金UPという経費増につながり、
不況の中、頭の痛い問題です。当
事務所で格付けのコンピュータ試算
をされている方へは資料をお送
りしていますが、ご希望の方はご連絡下さい。



●平成16年度の格付基準から技術職員要件を以下のとおりとします。

種類 等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事	舗装工事
A 級	有資格者5名以上 (うち1級2名以上)	有資格者5名以上 (うち1級2名以上)	有資格者3名以上 (うち1級1名以上)	有資格者3名以上 (うち1級1名以上)	有資格者3名以上 (うち1級2名以上)
B 級	有資格者3名以上 (うち1級1名以上)	有資格者3名以上 (うち1級1名以上)	有資格者1名以上	有資格者1名以上	有資格者2名以上
C 級	有資格者1名以上	有資格者1名以上			

注) 土木工事及び舗装工事のいずれにもA級に格付けされるためには、有資格者6名以上 (うち1級4名以上) を要件とする。

